

名古屋市と明治安田生命保険相互会社との連携と協力に関する包括協定

名古屋市（以下、「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下、「乙」という。）は、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力による活動を推進し、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第 2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、名古屋市総合計画2023に示す、以下 5つの都市像のもとに、双方協議のうえ定めた連携項目（以下、「連携事項」という。）の実現に向け、連携・協力する。

- (1) 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち
- (2) 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち
- (3) 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち
- (4) 快適な都市環境と自然が調和したまち

(5) 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

2 乙は、甲との協議により、連携事項の一部を、明治安田生命保険相互会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ、保険業法に基づき、乙の業務として行い得る範囲内で、決定する。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第 3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第 4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第 5条 本協定の有効期間は、令和 3年 3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の 1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に 1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の 1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

第 6条 甲及び乙は、第 2条第 2項に定める乙の関係会社に対して、連携事項実施に必要な範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定を終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議)

第 7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

令和 2年 7月 31日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中区新栄町 1丁目 1
明治安田生命保険相互会社
執行役員 名古屋本部長 中村 暢敬